



平成 23 年 10 月 28 日
社 援 発 1028 第 1 号

各
〔
都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
地方厚生（支）局長
関係団体の長
〕
殿

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について
（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）（通知）

介護福祉士については、先の第 177 回国会（常会）において成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 72 号。以下「介護保険法等一部改正法」という。）が平成 23 年 6 月 22 日に公布され、その業務内容に喀痰吸引等が追加され、平成 24 年 4 月 1 日に施行されます。

また、平成 19 年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 125 号。以下「19 年改正法」という。）における介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行期日が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日に変更されました。

併せて、介護保険法等一部改正法のうち介護福祉士関係の内容に係る詳細については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 132 号。以下「改正省令」という。）により示されました。

これらの具体的内容及び留意事項については下記のとおりですので、通知します。

記

1. 介護福祉士養成施設における医療的ケアの追加

介護保険法等一部改正法により、平成 27 年度以降は、介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設の養成課程においても、医療的ケア（喀痰吸引等）に関する教育を行う必要があること。

介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育に係る要件等については、改正省令に定めるもののほか、以下のとおりとすること。

（１）教育内容・時間

① 基本研修

講義形式で実施する基本研修の教育時間は、実時間で 50 時間以上とすること。

② 演習

基本研修を修了した生徒に対しては、シミュレーター等を活用した演習を行うこと。

③ 実地研修

実地研修を安全に実施するために、喀痰吸引等を必要とする者等の書面による同意、関係者による連携体制の確保等の要件を満たしている必要があり、その具体的内容については、「社会福祉士法及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」に準じて取り扱うこと。

なお、介護福祉士の資格取得後に、介護保険法等一部改正法による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「改正後の士士法」という。）第 48 条の 6 第 1 項に規定する登録喀痰吸引等事業者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）において実地研修を実施することが認められていることから、介護福祉士養成施設においては、必ずしも生徒に対して実地研修を実施しなくても、当該介護福祉士養成施設を卒業させることは可能である。

しかしながら、介護福祉士養成課程の中で、可能な限り実地研修を実施することが望ましく、また、仮に実地研修を実施することができない場合であっても、可能な限り見学の機会を設けることが望ましいことから、各介護福祉士養成施設においては、この点に留意してカリキュラムを編成すること。

（２）教員要件

領域「医療的ケア」においては、他の三領域のように「当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者」を配置する必要はないが、当該領域における教育内容の水準を担保し、医療的ケアが安全かつ適切に実施されるよう、その教員については、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者を配置すること。

また、当該介護福祉士養成施設の正規の教員ではなく、外部から教員を招聘し、「医療的

ケア」の教育を担当させることも可能であること。ただし、その場合には、当該教員について上記の要件を満たす必要があること。

なお、医療的ケア教員講習会の具体的内容・実施要件等については、「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成 23 年 10 月 28 日社援発第 1028 第 1 号)を参照されたい。

(3) 評価方法

医療的ケアに関する生徒の評価方法については、別途定める通知による。

(4) 他の機関等と連携等を行うことにより教育の一部を実施させる場合

領域「医療的ケア」については、介護福祉士養成施設が自ら実施することが困難である場合には、他の介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校等（特例高等学校等を含む。以下同じ。）、改正後の士士法附則第 4 条第 2 項に規定する登録研修機関等に実施させることも可能であること。

(5) 教育の開始時期

平成 27 年度以降の介護福祉士試験より、医療的ケアの内容が追加されることから、各介護福祉士養成施設においては、各養成課程の入所者の卒業時期が平成 27 年度以降となる場合には、当該生徒に対して医療的ケアの教育を行う必要があること。例えば、2 年制の介護福祉士養成施設であれば平成 26 年度以降の入所者が、4 年制の介護福祉士養成施設であれば平成 24 年度以降の入所者が「平成 27 年度以降の卒業者」となることが見込まれること。

その場合には、教育カリキュラム等の変更について、変更があった日から 1 か月以内に介護福祉士養成施設の所在地を管轄する地方厚生（支）局に対して届出を行う必要があること。

また、平成 24 年度における教員要件の変更届に関し、領域「医療的ケア」を担当する教員については、届出までに医療的ケア教員講習会を修了することが困難であることに鑑み、医療的ケア教員講習会修了予定として届出を行うことも差し支えないこと。

なお、平成 27 年度以前であっても、改正後の士士法附則第 4 条第 2 項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）としての登録を受けることにより、登録研修機関として医療的ケアの教育を行うことが可能であること。その際、当該介護福祉士養成施設は、登録研修機関が満たすべき要件を満たした上で、都道府県知事に申請をする必要があること。

また、演習の実施に伴い演習室の改修・増設等を行う場合、あらかじめ介護福祉士養成施設の所在地を管轄する地方厚生（支）局に対して校舎の各室の用途等の変更の申請をする必要があること。この申請については、必要に応じ平成 23 年度中に行うことも差し支えないこと。

(6) その他

本通知に定めるもののほか、介護福祉士養成施設における医療的ケアの取扱いに関しては、別添による改正後の「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号。以下「養成施設の設置運営指針」という。）によること。

なお、19 年改正法第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第 2 条の規定により、同法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者であって、介護福祉士でないものは、当分の間、准介護福祉士となる資格を有することとされているが、准介護福祉士は、今後の廃止を前提とした暫定的な資格であることから、各介護福祉士養成施設においては、准介護福祉士資格の取得を目的とした募集を行わないこと。

2. 実務経験者に対する実務者研修（6 月研修）の取扱い

認知症高齢者の増加、成年後見・権利擁護への対応など、介護福祉士に新しい役割が求められている中で、3 年以上の実務経験者に係る介護福祉士の資格取得方法については、実務経験だけでは、十分に修得できない知識・技術を身に付けることが必要であり、19 年改正法により、新たに実務者研修の受講が義務付けられた。

しかしながら、介護福祉士による喀痰吸引等の実施や、身近な地域での研修受講など、働きながらも受講しやすい仕組みの構築等に一定の期間を要することから、介護保険法等一部改正法により、その施行時期が 3 年延期され、平成 27 年 4 月 1 日とされた（19 年改正法公布時の施行予定は平成 24 年 4 月 1 日）。

この実務者研修の実施主体に係る要件等については、改正省令に定めるもののほか、以下のとおりとすること。

なお、実務経験者に対して実務者研修の受講が義務付けられるのは平成 27 年度であるが、平成 24 年度以降に初めて介護等の業務に従事する者（介護福祉士試験の受験時に実務者研修の受講が義務付けられる者）が希望すれば早期の段階から数年間かけて少しずつ実務者研修を受講できるよう、各養成施設におかれては、平成 27 年度以前の指定申請を積極的に行われたいこと。その他の関係各位におかれては、各養成施設が早期に指定申請を行えるよう特段の配慮をお願いしたいこと。

(1) 実施主体

実務者研修を実施する養成施設（以下「実務者養成施設」という。）については、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定されるものではなく、営利法人や NPO 法人など、法人格を取得している者であれば可能であること。

なお、複数の法人等が連携して実務者研修を実施することも可能であるが、その場合には、実務者研修の責任体制を明確にするため、代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を定めた上で、代表法人等名により実務者養成施設としての指定申請を行うこと。

この場合、実務者養成施設としての指定を受けているのは、あくまでも代表法人等であることに留意すること。

(2) 教育方法

実務者研修については、専ら通学による方法（以下「通学課程」という。）と、通信課程を中心としつつ、一部通学を組み合わせる方法（以下「通信主体の課程」という。）の両方を認めていること。

なお、通信課程における教育方法としては、大学通信教育設置基準（昭和 56 年文部省令第 33 号）等に規定する印刷教材等による授業、放送授業、面接授業、メディアを利用して行う授業等が想定されること。

(3) 他の養成施設等と連携等を行うことにより教育の一部を実施させる場合

通学課程及び通信主体の課程のいずれにおいても、基本的には、その実施主体が教育を行うことを想定しているが、教育の質が担保される場合には、教育の一部について他の法第 40 条第 1 号から第 3 号又は第 5 号の規定に基づく学校又は養成施設等（以下「他の養成施設等」という。）に実施させることが可能であること。

ただし、実務者研修の実施に係る最終的な責任はあくまでも実務者養成施設が負うものであり、また、少なくとも実務者研修の一部については実務者養成施設が自ら研修を行う必要があるものとし、研修の全てを他の養成施設等に実施させることは認められないこと。

なお、面接授業によらなければならない「介護過程Ⅲ」の教育を他の養成施設等に実施させる場合においては、その実施先は、他の養成施設等又は介護実習Ⅱを行う介護実習施設のいずれかによるものとし、その実施先の教員は、実務者養成施設が「介護過程Ⅲ」の教育を行う際に課されている要件と同じ要件を満たす必要があること。

同様に、医療的ケアの教育を他の養成施設等に実施させる場合においては、その実施先の教員は、実務者養成施設が医療的ケアの教育を行う際に課されている要件と同じ要件を満たす必要があること。

その他の科目の教育を他の養成施設等に実施させる場合においては、その実施先の教員は、その教育内容について相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者を充てる必要があること。

(4) 他研修等の修了認定

① 修了認定の考え方

地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合においては、実務者研修の相当する科目について、実務者養成施設で履修し修得したものとみなす（以下「修了認定」という。）ことが可能であること。修了認定は科目単位で行われ、当該科目については、実務者養成施設において改めて履修する必要がないこと。

② 修了認定の対象となる研修の条件

修了認定の対象となる研修は、以下の全ての条件を満たしている必要があること。

- ア 実務者研修の教育内容における「教育に含むべき事項」が含まれている研修を当該科目の時間数以上行っていること。
- イ 認定の対象となる研修を行う者（以下「認定研修実施者」という。）によって研修受講者の受講状況（出欠等）が確実に管理されていること。
- ウ 実務者研修の到達目標と同様の観点から修了評価を適切に行っていること。

③ 認定研修実施者の義務等

認定研修実施者は、修了認定の対象となる研修を実施する1か月前までに、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局（以下「所管厚生局」という。）に別添の様式により届け出ること。ただし、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）、喀痰吸引等研修については、当然に修了認定の対象となるため、所管厚生局に改めて届け出る必要はないこと。

また、認定研修実施者は、修了認定の対象となる研修の修了者に対して、別に示す「実務者研修認定ガイドライン」に添付されている研修修了証（実務者研修認定用）を、主たる事務所の所在地等を記載し、代表者名により交付するとともに、実務者養成施設からの照会等に対して適切に対応できるよう、研修修了後も修了者名簿及び研修概要（シラバス等）を管理する等の措置を講じ、実務者養成施設の照会に応じること。

なお、認定研修実施者が解散する場合には、修了者名簿及び研修概要を所管厚生局に提出することとし、一定期間は所管厚生局において管理すること。

④ 実務者養成施設における取扱い

他研修等の修了認定を希望する実務者養成施設の生徒は、認定研修実施者から交付を受けた研修修了証の写しを実務者養成施設に提出すること。実務者養成施設においては、当該提出を受けた研修修了証を確認した結果、実務者研修の教育内容の一部について修了認定が可能であると判断する場合には、修了認定を行うことができること。その際、実務者養成施設においては、研修修了証に記載された研修内容についての不明点について、必要に応じて認定研修実施者又は所管厚生局に照会すること。文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目についても同様の扱いとすること。

なお、研修内容が修了認定可能な水準に達しており、かつ、生徒が他研修等の修了認定を希望しているにもかかわらず、実務者養成施設において、合理的理由がなく修了認

定を行わないという運用がなされないよう、留意されたいこと。

ただし、他研修等の修了認定を希望する生徒の知識・技術の修得水準が不十分であると判断される場合には、実務者養成施設において補足的な講義等を行った上で、修了認定を行うこと。

⑤ その他

その他、「他研修等の修了認定」については、別に示す「実務者研修認定ガイドライン」を参照されたいこと。

(5) その他

実務者養成施設の指定に係る実地調査については、教育を他の養成施設等を実施させる場合の実施先を含め図面の審査で差し支えないこと。

実務者養成施設にあっては、可能な限り低廉な費用で開講することが望ましいこと。

3年以上介護等の業務に従事した者であって、実務者研修を修了した者は、介護福祉士試験の実技試験を免除すること。

本通知に定めるもののほか、実務者養成施設の設置及び運営に関しては、別添による改正後の養成施設の設置運営指針によること。

3. 関係通知の改正

養成施設の設置運営指針を別添のとおり改正すること。

なお、この改正は平成27年4月1日から適用するものであるが、生徒に対して医療的ケアの教育を行う介護福祉士養成施設及び同日以前から実務者研修を実施する実務者養成施設については、適用前であっても改正後の養成施設の設置運営指針により運営等を行うこと。

(様式)

実務者研修認定研修実施届出書

研修の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる事務所の所在地等	電話番号：			
研修を実施する会場の所在地（都道府県単位）				
開 講 ス ケ ジ ュ ー ル				受 講 定 員
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	
責任者の氏名				
実務者研修科目名（時間数）	認 定 研 修 内 容			
	研 修 科 目 名	教育の内容		開講時間数
（ 時間）				
	合 計			
（ 時間）				
	合 計			
（ 時間）				
	合 計			
■ 修了評価の方法				

（注）開催要綱等、研修の内容がわかる資料を添付すること。

毎年度研修を行う場合であって、研修内容に変更がない場合は、研修内容がわかる資料の添付は省略して差し支えないこと。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

平成 年 月 日

法人・機関名：

法人・機関代表者氏名： 印

(別添)

○社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号）

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
平成 20 年 3 月 28 日 社援発第 0328001 号 〔第 1 次改正〕 平成 23 年 10 月 28 日 社援発 1028 第 1 号 各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 長 各 中 核 市 長 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長 殿 厚生労働省社会・援護局長 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針 について 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 40 条第 1 号から第 3 号若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）（以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平	平成 20 年 3 月 28 日 社援発第 0328001 号 各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 長 各 中 核 市 長 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長 殿 厚生労働省社会・援護局長 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針 について 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 39 条第 1 号から第 3 号までの規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）（以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年

成 21 年 4 月 1 日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。 （略）	4 月 1 日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。 （略）
--	---

別添 2

介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針

I 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する養成施設

1 (略)

2 校地・校舎等及び施設設備等に関する事項

(1)～(9) (略)

(10) 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備するとともに、その時々新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。

品名	数量	備考
(略)	(略)	(略)
<u>吸引装置一式</u>	<u>適当数</u>	
<u>経管栄養用具一式</u>	<u>適当数</u>	
<u>処置台又はワゴン</u>	<u>適当数</u>	
<u>吸引訓練モデル</u>	<u>適当数</u>	
<u>経管栄養訓練モデル</u>	<u>適当数</u>	
<u>心肺蘇生訓練用器材一式</u>	<u>適当数</u>	
<u>人体解剖模型</u>	<u>1</u>	<u>全身模型とし、分解数は問わない。</u>

(注) 処置台又はワゴンについては、専ら演習の用に供するものであって、代替する機能を有する床頭台等でも差し支えないこと。

(11)・(12) (略)

別添 2

介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針

1 (略)

2 校地・校舎等及び施設設備等に関する事項

(1)～(9) (略)

(10) 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備するとともに、その時々新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。

品名	数量	備考
(略)	(略)	(略)

(11)・(12) (略)

3 設置計画書等に関する事項 (1) <u>法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づく養成施設</u> (以下「<u>介護福祉士養成施設</u>」という。)を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の 1 年前までに様式 1 による<u>介護福祉士養成施設設置計画書</u>を地方厚生 (支) 局長に提出すること。 (2) ~ (5) (略) 4・5 (略) 6 生徒に関する事項 (1) (略) (2) 入所資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入所の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。 また、入所志願者に対しては、入所願書にあわせて、それぞれ次の書類を提出させること。 なお、<u>法第 40 条第 2 項第 2 号</u>に基づく社会福祉に関する科目の読み替えの範囲については別途示す。 ア <u>法第 40 条第 2 項第 1 号</u>に該当する者 <u>高等学校卒業証明書等</u>大学に入所することができることを証する書面 イ <u>法第 40 条第 2 項第 2 号</u>に該当する者 大学 (大学院及び短期大学を含む。)、高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は各種学校の卒業証明書 (学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面) 及び様式 3 による<u>法第 40 条第 2 項第 2 号</u>に基づく社会福祉に関する科目の履修証明書 ウ <u>法第 40 条第 2 項第 3 号</u>に該当する者	3 設置計画書等に関する事項 (1) <u>社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。)</u> 第 39 条第 1 号から第 3 号までの規定に基づく養成施設 (以下「<u>介護福祉士養成施設</u>」という。)を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の 1 年前までに様式 1 による<u>介護福祉士養成施設設置計画書</u>を地方厚生 (支) 局長に提出すること。 (2) ~ (5) (略) 4・5 (略) 6 生徒に関する事項 (1) (略) (2) 入所資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入所の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。 また、入所志願者に対しては、入所願書にあわせて、それぞれ次の書類を提出させること。 なお、<u>法第 39 条第 2 号</u>に基づく社会福祉に関する科目の読み替えの範囲については別途示す。 ア <u>法第 39 条第 1 号</u>に該当する者 <u>高校卒業証明書等</u>大学に入所することができることを証する書面 イ <u>法第 39 条第 2 号</u>に該当する者 大学 (大学院及び短期大学を含む。)、高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は各種学校の卒業証明書 (学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面) 及び様式 3 による<u>法第 39 条第 2 号</u>に基づく社会福祉に関する科目の履修証明書 ウ <u>法第 39 条第 3 号</u>に該当する者
--	---

当該養成所の卒業証明書 (3) (4) (略) (5) <u>他の法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づく学校又は養成施設（以下「他の養成施設等」という。）において履修した科目については、生徒からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該他の養成施設等のシラバス等により評価し、当該介護福祉士養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間数の 2 分の 1 を超えない範囲で当該介護福祉士養成施設における科目の履修に代えて差し支えないこと。</u> (6) ～ (8) (略) 7 教員に関する事項 (1) ～ (3) (略) (4) <u>専任教員以外の教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として介護福祉士養成施設が認めたものであること。ただし、医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員については、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後 5 年以上の実務経験を有する者であること。なお、養成施設指定規則第 5 条第 9 号の 2 の「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（老発第 0824 第 1 号平成 23 年 8 月 24 日。以下「研修事業」という。）（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習を修了した者が含まれること。</u> 8 教育に関する事項 (1) <u>養成施設指定規則別表第 4 に定める教育内容は、法第 40 条第 2</u>	当該養成所の卒業証明書 (3) (4) (略) (5) <u>他の法第 39 条第 1 号から第 3 号までの規定に基づく学校又は養成施設（以下「他の養成施設等」という。）において履修した科目については、生徒からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該他の養成施設等のシラバス等により評価し、当該介護福祉士養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間数の 2 分の 1 を超えない範囲で当該介護福祉士養成施設における科目の履修に代えて差し支えないこと。</u> (6) ～ (8) (略) 7 教員に関する事項 (1) ～ (3) (略) (4) <u>専任教員以外の教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として介護福祉士養成施設が認めたものであること。</u> 8 教育に関する事項 (1) <u>養成施設指定規則別表第 4 に定める教育内容は、法第 39 条第 1</u>
---	--

項第1号の養成施設にあっては別表1の内容以上、同項第2号の養成施設にあっては別表2の内容以上、<u>同項第3号の養成施設にあっては別表3の内容以上であること。</u> (2)～(4) (略) 9 実習に関する事項 (1)～(11) (略) <u>(12) 介護実習における医療的ケアの实地研修の扱いについては、9の2によること。</u> <u>9の2 医療的ケアに関する事項</u> <u>(1) 基本研修に関する事項</u> <u>基本研修の時間数は、休憩時間を除いた実時間で50時間以上とすること。</u> <u>(2) 演習に関する事項</u> <u>医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習を実施すること。併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施すること。</u> <u>ア 喀痰吸引</u> <u>(ア) 口腔 5回以上</u> <u>(イ) 鼻腔 5回以上</u> <u>(ウ) 気管カニューレ内部 5回以上</u> <u>イ 経管栄養</u> <u>(ア) 胃ろう又は腸ろう 5回以上</u> <u>(イ) 経鼻経管栄養 5回以上</u> <u>ウ 救急蘇生法 1回以上</u> <u>(3) 实地研修に関する事項</u> <u>ア 实地研修を行うことができる生徒は、医療的ケアの講義及び演習を修了した生徒に限られること。</u> <u>イ 实地研修の回数は、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次</u>	<u>号の養成施設にあっては別表1の内容以上、同条第2号の養成施設にあっては別表2の内容以上、<u>同条第3号の養成施設にあっては別表3の内容以上であること。</u></u> (2)～(4) (略) 9 実習に関する事項 (1)～(11) (略)
--	---

のとおりとすること。ただし、実地研修を安全に実施するために、利用者の書面による同意、関係者による連携体制の確保等の要件（別途定める通知による）を満たしている必要があること。

（ア）喀痰吸引

- 1）口腔 10 回以上
- 2）鼻腔 20 回以上
- 3）気管カニューレ内部 20 回以上

（イ）経管栄養

- 1）胃ろう又は腸ろう 20 回以上
- 2）経鼻経管栄養 20 回以上

ウ 実地研修は、基本的には医療的ケア又は介護実習の中で実施することを想定している。なお、実地研修については、例えば、登録研修機関（法附則第4条第2項に規定する登録研修機関をいう。以下同じ。）と連携した上で、当該登録研修機関に係る実地研修施設等を活用することや、登録喀痰吸引等事業者（法第48条の6第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。）との連携なども考えられること。

エ 医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各養成施設においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式4による実地研修修了証明書を交付すること。

（4）介護実習における留意事項

実地研修場所としての要件を満たす介護実習施設等で介護実習を行う場合には、医療的ケアの講義及び演習まで修了した生徒に対して、可能な限り実地研修も行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施

<u>している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。</u> <u>なお、医療的ケアの見学及び実地研修を行う介護実習施設等は、</u> <u>介護実習Ⅰ・Ⅱのいずれでもよいこと。ただし、実地研修を行う</u> <u>場合には、(3)の要件を満たす必要があること。</u> 10、11 (略) 12 (削除)	10、11 (略) 12 経過措置に関する事項 (1) 平成20年3月31日において現に存する介護福祉士養成施設(以下「既存養成施設」という。)において、平成21年4月から入所する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、平成20年10月1日までに行わなければならないこと。 (2) 平成21年度において、定員の変更等を行う既存養成施設及び新規に開設する介護福祉士養成施設については、2の設置計画書等に関する規定は適用しないものであること。 (3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号。以下「改正省令」という。)附則第10条に規定する「こころとからだのしくみの領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等を行うための必要な体制が適切に講じられている場合」とは、経過措置としておかれる教員が自ら担当する科目について適切に授業を行える場合であって、かつ、教務主任及び他の領域の専任教員等と連携して、領域の一貫性、統一性が確保された科目編成、授業運営が可能な場合をいうものであること。 (4) 養成施設指定規則第5条第14号ロに規定する講習会には、厚生労働省の補助金を受けて、社団法人日本介護福祉士会が平成20年度に行う養成施設指定規則第5条第14号ロに規定する講習会に準ずる内容の講習会を含めて差し支えないこと。 (5) 改正省令附則第14条に規定する「新指定規則第5条第14号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修」とは、平成21年3月31日までの間において、社会福祉法人全国社
--	---

12 (略)	会福祉協議会が行う実習指導者の養成のための研修その他新指定規則第5条第14号ロに規定する講習会に規定する講習会に相当する講習会をいうものであり、これに該当すると思われる講習会の実施主体にあつては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課宛て照会されたいこと。 13 (略)
<u>Ⅱ 法第40条第2項第5号に規定する養成施設</u> <u>1 設置主体等に関する事項</u> <u>設置主体は、法人格を取得している者であること。</u> <u>2 校地・校舎等及び施設設備等に関する事項</u> <u>設置者が所有することを原則とせず、実務者研修を適切に実施することができれば、賃借等であっても差し支えないこと。また、教育上必要な際に使用できる状態であればよいこと。</u> <u>3 設置計画書等に関する事項</u> <u>法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずることとするが、設置・変更に係る届出期限は、設置・変更日の9か月前までの提出でよいこと。</u> <u>4 指定申請書等に関する事項</u> <u>法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずることとするが、開始・変更に係る届出期限は、開始・変更日の6か月前までの提出でよいこと。</u>	

5 学則に関する事項

法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。

6 生徒に関する事項

- (1) 入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう、特段の配慮をすること。
- (2) 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。
- (3) 養成施設指定規則別表第 5 に基づき編成された各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の 3 分の 2 に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。
- (4) 入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。

7 教員に関する事項

- (1) 教員の数は、養成施設指定規則別表第 4 に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。
- (2) 原則として、教員は、一の実務者養成施設（一の実務者養成施設に二以上の課程がある場合は、一の課程）に限り、専任教員となるものであること。なお、介護過程Ⅲ及び医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員については、次のとおりの取扱いとすること。

ア 教務に関する主任者

実務者研修教員講習会修了者等であって、かつ、養成施設指定規則第 7 条の 2 第 1 号ホ（1）から（5）（同条第 2 号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号ホの「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会を修了した者、実務者研修教員

講習会における講師を含むものとする。

イ 専任教員

養成施設指定規則第 7 条の 2 第 1 号ハ（同条第 2 号ロを含む。）の専任教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者養成施設が認めたものであること。

ウ 介護過程Ⅲ

介護福祉士実習指導者講習会修了者等であつて、かつ、養成施設指定規則第 7 条の 2 第 1 号ホ（１）から（５）（同条第 2 号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号ヘ（同条第 2 号イにおいて準用する場合を含む。）の「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習若しくは指導者養成講習を修了した者を含むものとする。

エ 医療的ケア

養成施設指定規則第 7 条の 2 第 1 号ト（同条第 2 号イにおいて準用する場合を含む。）の基準を満たす必要があること。なお、同号トの「医療的ケア教員講習会修了者等」の扱いについては、Ⅰの 7 の（４）と同様であること。

8 教育に関する事項

- （１）養成施設指定規則別表第 5 に定める教育内容は、別表 5 の内容以上であること。
- （２）養成施設指定規則別表第 5 に定める科目には、別表 5 に定める当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ、当該教育内容に係る「到達目標」が達成されるものであること。
- （３）教育方法は、専ら通学による方法（以下「通学課程」という。）と、通信課程を中心としつつ、一部通学を組み合わせる方法（以

下「通信主体の課程」という。)の両方を認めていること。

なお、通信課程における教育方法としては、大学通信教育設置基準（昭和 56 年文部省令第 33 号）等に規定する印刷教材等による授業、放送授業、面接授業、メディアを利用して行う授業等が想定されること。

通信主体の課程における印刷教材による授業、放送授業、メディアを利用して行う授業には、養成施設指定規則第 7 条の 2 第 2 号に定める通信課程に係る基準を適用すること。

(4) 教育の質が担保される場合には、一部の教育について他の養成施設等（別添 2-Ⅱにおいては、他の法第 40 条第 1 号から第 3 号若しくは第 5 号の規定に基づく学校又は養成施設等をいう。以下同じ。）に実施させることが可能であること。

ただし、実務者研修の実施に係る最終的な責任はあくまでも実務者養成施設が負うものであり、また、少なくとも実務者研修の一部については実務者養成施設が自ら研修を行う必要があるものとし、研修の全てを他の養成施設等を実施させることは認められないこと。

なお、面接授業によらなければならない「介護過程Ⅲ」の教育を他の養成施設等を実施させる場合においては、その実施先は、他の養成施設等又は介護実習Ⅱを行う介護実習施設のいずれかによるものとする。

この場合において、実施先における教育の質を担保するため、教育を担当する教員については、その教育内容について相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者を充てるとともに、介護過程Ⅲ及び医療的ケアの教育を他の養成施設等を実施させる場合には、7 の（2）の要件を満たす必要があること。

(5) 他研修等の修了認定に係る養成施設の留意事項については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号）の

とおりであること。

(6) 各科目ごとに修得度の評価を行うこと。評価はレポート、紙上演習、小テストなど適切な方法により行うこと。

また、各科目について、評価を行う場合に、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行うこと。

9 医療的ケアに関する事項

基本研修の時間数及び演習並びに実地研修の回数及び条件については、法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する養成施設における取扱いと同様であること。併せて、以下の点に留意すること。

(1) 実地研修は、例えば、登録研修機関と連携した上で、当該登録研修機関に係る実地研修施設等を活用することや、登録喀痰吸引等事業者との連携なども考えられること。

(2) 医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各養成施設においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式 4 による実地研修修了証明書を交付すること。

(3) 各養成施設においては、医療的ケアの講義及び演習まで修了した生徒に対して、可能な限り実地研修を行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

10 情報開示に関する事項

法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する養成施設にお

ける取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、生徒の多くは現に就業中であることが想定されることから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。

11 運営に関する事項

法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。

別表 1（法第 40 条第 2 項第 1 号の介護福祉士養成施設関係）

(略)			
領域	(略)		
こころとか からだのしく み			
医療的ケア	領域の目的		
	<u>医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。</u>		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	<u>医療的ケア (50 時間以上)</u>	<u>医療的ケア を安全・適切 に実施するた めに必要な知 識・技術を修 得する。</u>	①医療的ケア実施 の基礎 ②喀痰吸引(基礎的 知識・実施手順) ③経管栄養(基礎的 知識・実施手順) ④演習

別表 1（法第 39 条第 1 号の介護福祉士養成施設関係）

(略)	
領域	(略)
こころとか からだのしく み	

(注) 領域「医療的ケア」に関する留意事項

- ・ 「医療的ケア実施の基礎」から「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」までについて 50 時間の教育を行うこととし、「演習」については 50 時間に含めないこと。
 - ・ 「医療的ケア実施の基礎」では、関連する法制度や倫理、関連職種の役割、救急蘇生法、感染予防及び健康状態の把握など、医療的ケアを安全・適切に実施する上で基礎となる内容とすること。
 - ・ 「喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。
 - ・ 「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。
 - ・ 「演習」の回数は次のとおりとすること。
- ア 喀痰吸引：口腔 5 回以上、鼻腔 5 回以上、気管カニューレ内
部 5 回以上
- イ 経管栄養：胃ろう又は腸ろう 5 回以上、経鼻経管栄養 5 回以上
- ※ 救急蘇生法演習（1 回以上）も併せて行うこと。

別表 2（法第 40 条第 2 項第 2 号の介護福祉士養成施設関係）

(略)	
領域	(略)
ところとか らだのしく み	

別表 2（法第 39 条第 2 号の介護福祉士養成施設関係）

(略)	
領域	(略)
ところとか らだのしく み	

医療的ケア	領域の目的		
	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	医療的ケア (50 時間以上)	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。	①医療的ケア実施の基礎 ②喀痰吸引(基礎的知識・実施手順) ③経管栄養(基礎的知識・実施手順) ④演習

(注) 領域「医療的ケア」に関しては、別表 1 の留意事項と同様に取り扱うこと。

別表 3 (法第 40 条第 2 項第 3 号の介護福祉士養成施設関係)

(略)		
領域	(略)	
ところとか からだのしくみ		
医療的ケア	領域の目的	
	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。	
	教育内容	ねらい
	医療的ケア (50 時間以上)	医療的ケアを安全・適切

別表 3 (法第 39 条第 3 号の介護福祉士養成施設関係)

(略)	
領域	(略)
ところとか からだのしくみ	

		<u>に実施するために必要な知識・技術を修得する。</u> <u>②喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）</u> <u>③経管栄養（基礎的知識・実施手順）</u> <u>④演習</u>
<u>（注）領域「医療的ケア」に関しては、別表 1 の留意事項と同様に取り扱うこと。</u>		
<u>別表 5（法第 40 条第 2 項第 5 号の介護福祉士養成施設関係）</u>		
<u>科目</u>	<u>教育に含むべき事項</u>	<u>到達目標</u>
<u>人間の尊厳と自立（ 5 時間）</u>	<u>人間の尊厳と自立</u>	<u>○尊厳の保持、自立・自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。</u>
<u>社会の理解Ⅰ（ 5 時間）</u>	<u>介護保険制度</u>	<u>○介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。</u>
<u>社会の理解Ⅱ（ 30 時間）</u>	<u>①生活と福祉</u> <u>②社会保障制度</u> <u>③障害者自立支援制度</u> <u>④介護実践に関連する諸</u>	<u>○家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。</u> <u>○社会保障制度の発達、体</u>

	<u>制度</u>	系、財源等についての基本的な知識を修得している。 ○障害者自立支援制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。	
<u>介護の基本Ⅰ</u> (10 時間)	①介護福祉士制度 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③介護福祉士の倫理	○介護福祉士制度の沿革、法的な定義・業務範囲・義務等を理解している。 ○個別ケア、ICF（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。	
<u>介護の基本Ⅱ</u> (20 時間)	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ③介護における安全の確保	○介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。	

	<u>保とリスクマネジメント</u> <u>④介護福祉士の安全</u>	<u>○チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を修得している。</u> <u>○リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を修得している。</u> <u>○介護福祉士の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を修得している。</u>	
<u>コミュニケーション技術</u> <u>(20 時間)</u>	<u>①介護におけるコミュニケーション技術</u> <u>②介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション</u> <u>③介護におけるチームのコミュニケーション</u>	<u>○利用者・家族とのコミュニケーション・相談援助の技術を修得している。</u> <u>○援助関係を構築し、ニーズや意欲を引き出すことができる。</u> <u>○利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。</u> <u>○状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。</u>	
<u>生活支援技術 I</u> <u>(20 時間)</u>	<u>①生活支援と ICF</u> <u>②ボディメカニクスの活用</u> <u>③介護技術の基本 (移動・移乗、食事、入浴・</u>	<u>○生活支援における ICF の意義と枠組みを理解している。</u> <u>○ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、</u>	

	清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等) ④環境整備、福祉用具活用等の視点	実施できる。 ○介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を修得している。 ○居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の環境を整備する視点・留意点を理解している。	
生活支援技術Ⅱ (30時間)	①利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	○以下について、利用者の心身の状態に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備を行うことができる。 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	
介護過程Ⅰ (20時間)	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	○介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、各職種の役割を理解し	

		ている。	
介護過程Ⅱ (25時間)	介護過程の展開の実際 ①利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等）について事例を設定し、介護過程を展開させる。 ②観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察させる。	○情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。	
介護過程Ⅲ（スクーリング） (45時間)	①介護過程の展開の実際 ・多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。 ②介護技術の評価 ・介護技術の原理原則の修得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。	○実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に修得し、活用できる。 ○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供できる。 ○介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。	

		○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。	
発達と老化の理解 I (10 時間)	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	○老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○老化に伴う身体的機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。	
発達と老化の理解 II (20 時間)	①人間の成長・発達 ②老年期の発達・成熟と心理 ③高齢者に多い症状・疾病等と留意点	○発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○老年期の発達課題、心理的な課題(老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等)と支援の留意点について理解している。 ○高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。	
認知症の理解 I (10 時間)	①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ③認知症の人とのかかわり・支援の基本	○認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○認知症の人やその家族に	

		<u>対する関わり方の基本を理解している。</u>	
<u>認知症の理解Ⅱ</u> (20 時間)	① <u>医学的側面から見た認知症の理解</u> ② <u>認知症の人や家族への支援の実際</u>	○ <u>代表的な認知症(若年性認知症を含む)の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。</u> ○ <u>認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。</u> ○ <u>地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。</u>	
<u>障害の理解Ⅰ</u> (10 時間)	① <u>障害者福祉の理念</u> ② <u>障害による生活障害、心理・行動の特徴</u> ③ <u>障害児者や家族へのかわり・支援の基本</u>	○ <u>障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。</u> ○ <u>障害(身体・知的・精神・発達障害・難病等)による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。</u> ○ <u>障害児者やその家族に対する関わり・支援の基本を理解している。</u>	
<u>障害の理解Ⅱ</u>	① <u>医学的側面からみた障害の理解</u>	○ <u>様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変</u>	

(20 時間)	②障害児者への支援の実 際	化等についての医学的知識を修得している。 ○障害児者の障害、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。	
こころとからだのしくみⅠ (20 時間)	介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等）	○介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を修得している。	
こころとからだのしくみⅡ (60 時間)	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ③身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護におけるアセスメント・観察のポイント、介護・連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠	○人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を修得している。 ○生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を修得している。 ○身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、アセスメント、観察、介護、他職種との連携が行える。	

	・終末期の介護	
医療的ケア (50 時間以上)	<u>①医療的ケア実施の基礎</u> <u>②喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）</u> <u>③経管栄養（基礎的知識・実施手順）</u> <u>④演習</u>	<u>○医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。</u>
<u>(注 1) 各科目について、Ⅰとされているものは基本的事項を学習するものであり、Ⅱとされているものは応用的事項を学習するものである。従って、Ⅱとされているものについては、知識・技術の効果的な定着を促す観点から、一定の実務経験を経た後に学習することが望ましい。介護過程Ⅲを他の養成施設等を実施させる場合においては、介護過程Ⅱにおける学習内容及び演習課題等との一貫性及び統一性が確保されるよう実施先との十分な連携の下行うこと。</u> <u>(注 2) 「医療的ケア」の科目に関しては、別表 1 の留意事項と同様に取り扱うこと。</u>		

(様式 1)

介護福祉士養成施設設置計画書

(略)						
9 医療的ケアを担当する教員						
(略)						
11 開講科目対照表	医療的ケア (50)					
	医療的ケア合計					
(略)						
13 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器		
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台		
	成人用ベッド	床	和式布団一式	式		
	移動用リフト	台	吸引装置一式	式		
	スライディングボード・マット	台	経管栄養用具一式	台		
	車いす	台	処置台又はワゴン	体		
	簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体		
	ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル	式		
	排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式	体		
	歩行補助つえ	本	人体解剖模型	体		
	盲人安全つえ	本				
	(略)					

(様式 1)

介護福祉士養成施設設置計画書

(略)				
12 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	排せつ用具	個
	人体骨格模型	体	歩行補助つえ	本
	成人用ベッド	床	盲人安全つえ	本
	移動用リフト	台	視聴覚機器	器
	スライディングボード・マット	台	障害者用調理器具・食器類	台
	車いす	台	和式布団一式	式
	簡易浴槽	槽		
	ストレッチャー	個		
(略)				

専任教員に関する調書			
(略)		(略)	
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了 3. 全部免除	
(略)		(略)	

医療的ケアを担当する教員に関する調書			
養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢 (歳)	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
該当番号			
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会		1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了	
教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許	名 称	取得機関	取得年月日

専任教員に関する調書	
(略)	略

・ 学 位				
(注1) 各教員ごとに作成すること。 (注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。 (注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。 <u>添付書類</u> <u>(略)</u>				<u>添付書類</u> <u>(略)</u>

(様式2)

介護福祉士養成施設指定申請書

(略)					
9	医療的ケアを担当する教員				
(略)					
11	開講科目対照表	医療的ケア (50)			
			医療的ケア合計		
(略)					
12	教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 式 台 体 体 式 体
(略)					

専任教員に関する調書

(略)	(略)
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了 3. 全部免除
(略)	(略)

(様式2)

介護福祉士養成施設指定申請書

(略)					
12	教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー	体 体 床 台 台 台 槽 個	排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ 視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式	個 本 本 器 台 式
(略)					

専任教員に関する調書

(略)	(略)
-----	-----

医療的ケアを担当する教員に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日	年齢（ 歳）		
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
該当番号			
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会	1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了		
教育 歴・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格・ 免 許・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成すること。 (注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。 (注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。				
<u>添付書類、様式3</u> <u>(略)</u>				<u>添付書類、様式3</u> <u>(略)</u>

(様式4)

実地研修修了証明書

フリガナ 氏 名		
喀痰吸引	種 類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①口腔 (10 回以上)	
	②鼻腔 (20 回以上)	
	③気管カニューレ内部 (20 回以上)	
経管栄養	種 類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①胃ろう又は腸ろう (20 回以上)	
	②経鼻経管栄養 (20 回以上)	

上記の者は、当養成施設において医療的ケアに関する実地研修を修了したことを証明します。

年 月 日

所在地・連絡先

養成施設・代表者氏名

印

(様式5)

介護福祉士実務者養成施設設置計画書

1 名 称						
2 位 置						
3 設置者	名 称					
(名称・所在地)	住 所					
4 設置年月日						
5 種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限	
	第5号養成施設(養成施設指定規則第7 条の2) (昼間課程・夜間課程・通信課程)					
6 開講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
7 養成施設の 長の氏名			8 事務職員 の氏名			
9 専任教員 (専任教員のう ち責任者に は、氏名の 前に◎印を すること)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書 頁番号
10 介護課程Ⅲ (面接授業) を担当する教員						
11 医療的ケア を担当する教 員						
12 その他の教 員						

13 開 講 科 目	指定規則上の科目名 (時間数)	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等を実施させる 場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立 (5)					
	社会の理解Ⅰ (5)					
	社会の理解Ⅱ (30)					
	介護の基本Ⅰ (10)					
	介護の基本Ⅱ (20)					
	コミュニケーション技術 (20)					
	生活支援技術Ⅰ (20)					
	生活支援技術Ⅱ (30)					
	介護過程Ⅰ (20)					
	介護過程Ⅱ (25)					
	介護過程Ⅲ (45)					
	発達と老化の理解Ⅰ					

		(10)					
		発達と老化の理解Ⅱ					
		(20)					
		認知症の理解Ⅰ					
		(10)					
		認知症の理解Ⅱ					
		(20)					
		障害の理解Ⅰ					
		(10)					
		障害の理解Ⅱ					
	(20)						
	こことからだのしくみⅠ						
	(20)						
	こことからだのしくみⅡ						
	(60)						
	医療的ケア						
	(50)						
		合計					
		(450)					
14 建 物	土地面積	教室等 の名称 (各室毎に 記 入すること)	面 積	共用先 (共用する 場合につ いてのみ 記入)	教室等 の名称 (各室毎に 記入するこ と)	面 積	共用先 (共用する 場合につ いてのみ記 入)
			_____㎡			_____㎡	
			_____㎡			_____㎡	
	建物延面積		_____㎡			_____㎡	
			_____㎡			_____㎡	
			_____㎡			_____㎡	

			_____ m ²			_____ m ²	
			_____ m ²			_____ m ²	
15	<u>実習用モデル人形</u> <u>人体骨格模型</u> <u>成人用ベッド</u> <u>移動用リフト</u> <u>スライディングボード・マット</u> <u>車いす</u> <u>簡易浴槽</u> <u>ストレッチャー</u> <u>排せつ用具</u> <u>歩行補助つえ</u> <u>盲人安全つえ</u>	<u>体</u> <u>体</u> <u>床</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>台</u> <u>槽</u> <u>個</u> <u>個</u> <u>本</u> <u>本</u>	<u>視聴覚機器</u> <u>障害者用調理器具・食器類</u> <u>和式布団一式</u> <u>吸引装置一式</u> <u>経管栄養用具一式</u> <u>処置台又はワゴン</u> <u>吸引訓練モデル</u> <u>経管栄養訓練モデル</u> <u>心肺蘇生訓練用器材一式</u> <u>人体解剖模型</u>	<u>器</u> <u>台</u> <u>式</u> <u>式</u> <u>式</u> <u>台</u> <u>体</u> <u>体</u> <u>式</u> <u>体</u>			
16	<u>施設名及び施設</u> <u>種</u>	<u>氏名（法人に</u> <u>あつては名称）</u>	<u>設 置</u> <u>年月日</u>	<u>位 置</u>	<u>入所</u> <u>定員</u>	<u>担当</u> <u>教員</u>	
17	<u>整備に要す</u> <u>る経費</u>	<u>区分</u> <u>土地</u> <u>建物</u> <u>設備</u> <u>合計</u>	<u>整備方法</u> <u>自己所有・寄付・買収・その他（_____）</u> <u>自己所有・寄付・買収・その他（_____）</u> <u>_____</u> <u>_____</u>	<u>金額</u> <u>千円</u> <u>千円</u> <u>千円</u> <u>千円</u>			
18	<u>資金計画</u>	<u>区分</u> <u>自己資金</u> <u>借入金</u> <u>その他（具体的に）</u> <u>合計</u>	<u>金額</u> <u>千円</u> <u>千円</u> <u>千円</u> <u>千円</u>				

<u>(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。</u> <u>(注2) 6の開講期間には、授業開始年月日及び授業修了年月日を記載すること。なお、1年間に複数回実施する場合については複数回分の開講期間を記載すること。</u> <u>(注3) 7の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあつては設置者の長の氏名を記載すること。</u> <u>(注4) 9の教務に関する主任者、10の面接授業を担当する教員及び11の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。</u> <u>(注5) 9の専任教員のうち教務に関する主任者の該当番号の欄には、指定規則第7条の2第1項ホ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のうち該当する条項を記入すること。(例(1))</u> <u>また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、</u> <u>(1) 医療的ケア教員講習会修了者であつて、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者</u> <u>(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者であつて、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者</u> <u>のうち、いずれか該当する番号を記載すること。</u> <u>(注6) 10の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調書を作成すること。また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調書を作成すること。ただし、9の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあつては、教務に関する主任者に係る教員調書のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できるようにすること。</u>	
--	--

教務に関する主任者に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
該当番号			
実務者研修教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
実務者研修の講師		講習会実施主体名	
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の試 行事業又は研修事業（不特定多数 の者を対象としたものに限る。）に おける指導者講習会		1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了	
介護過程Ⅲにおける修了講習会		1. 実習指導者講習会 (修了年月: 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月: 年 月) 3. 実務者研修教員講習会 (修了年月: 年 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 6. 未修了	
教 育 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月

・職歴 資格・免許・学位			
	合 計		
	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 教務に関する主任者が複数名いる場合は、教務に関する主任者ごと作成すること。
 (注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。
 (注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。
 (注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号)を参照のこと。

介護課程Ⅲ（面接授業）を担当する教員に関する調書

養成施設名	
氏名	
生年月日	年齢（ 歳）
最終学歴 (学部、学科、専攻)	
担当予定科目	
該当番号	
修了講習会	1. 実習指導者講習会 (修了年月： 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月： 年 月) 3. 実務者研修教員講習会 (修了年月： 年 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 6. 未修了

教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 面接授業を担当する教員ごとに作成すること。
(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。
(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。
(注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号)を参照のこと。
(注5) 他の養成施設等に実施させる場合は、実施先の面接授業担当教員ごとに作成すること。

医療的ケアを担当する教員に関する調書

養成施設名	
氏名	
生年月日	年齢 (歳)
最終学歴 (学部、学科、専攻)	
該当番号	
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月)

		2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業（不特定多 数の者を対象としたものに限る。） における指導者講習会		1. 修了 （ 年 月 日 ～ 年 月 日 ） 2. 未修了	
教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日
（注1） 各教員ごとに作成すること。 （注2） 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。 （注3） 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。			
添付書類			
1 設置者に関する書類			
ア 法人の寄附行為又は定款			
イ 役員名簿			
ウ 申請年度の事業計画及び収支予算書			

エ <u>介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録</u> オ <u>実務者学校の長の履歴、就任承諾書</u> 2 <u>建物に関する書類</u> <u>配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)</u> 3 <u>整備に関する書類</u> <u>(1) 土地</u> <u>登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書</u> <u>(2) 建物</u> <u>登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書</u> 4 <u>資金計画に関する書類</u> <u>(1) 自己資金</u> <u>金融機関による残高証明書等</u> <u>(2) 借入金</u> <u>ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類</u> <u>イ 融資内諾書等の写</u> <u>(3) 寄附金</u> <u>ア 寄附申込書</u> <u>イ 寄附をする者の財産を証明する書類</u> 5 <u>学則</u> 6 <u>入所者選抜の概要(学生等の受入の方針、受入方策等)</u> 7 <u>専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書</u> 8 <u>教育用機械器具及び模型の目録</u> 9 <u>時間割及び授業概要(別表5の教育に含まれる事項に該当する箇所を下線を引くこと。)</u> 10 <u>実務者学校に係る収支予算及び向う2年間の財政計画</u> 11 <u>教育の内容の一部を他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の承諾書。</u> ※ <u>通信課程を設ける場合には1から11に加え以下の書類を添付すること。</u>	
---	--

<u>12 通信養成を行う地域</u> <u>13 添削その他の指導の方法（各科目ごとに1回以上行い、採点、講評等をもろう）</u> <u>14 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書</u> <u>15 課程修了の認定方法</u> <u>16 通信養成に使用する教材の目録</u>	
---	--

(様式 6)

番 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

申 請 者 印

介護福祉士実務者学校指定申請書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 3 条の規定に基づき申請します。

介護福祉士実務者養成施設指定申請書

1 名 称						
2 位 置						
3 設置者	名 称					
(名称・所在地)	住 所					
4 設置年月日						
5 種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限	
	第5号養成施設(養成施設指定規則第7 条の2) (昼間課程・夜間課程・通信課程)					
6 開講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
7 養成施設の 長の氏名			8 事務職員 の氏名			
9 専任教員 (専任教員のう ち教務に関する 主任者には、氏名 の前に◎印をす ること)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書 頁番号
10 介護課程Ⅲ (面接授業) を担当する教員						
11 医療的ケア を担当する教 員						
12 その他の教 員						
13 開	指定規則上の科目名 (時間数)	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等を実施させる 場合にあつては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立 (5)					
	社会の理解 I					

講 科 目	(5)		
	社会の理解Ⅱ		
	(30)		
	介護の基本Ⅰ		
	(10)		
	介護の基本Ⅱ		
	(20)		
	コミュニケーション技術		
	(20)		
	生活支援技術Ⅰ		
	(20)		
	生活支援技術Ⅱ		
	(30)		
	介護過程Ⅰ		
	(20)		
	介護過程Ⅱ		
	(25)		
	介護過程Ⅲ		
	(45)		
	発達と老化の理解Ⅰ		
	(10)		
	発達と老化の理解Ⅱ		
	(20)		
	認知症の理解Ⅰ		
	(10)		
	認知症の理解Ⅱ		
	(20)		
	障害の理解Ⅰ		
	(10)		
	障害の理解Ⅱ		
	(20)		
	こころとからだのしくみⅠ		
	(20)		
	こころとからだのしくみⅡ		
	(60)		
	医療的ケア		
	(50)		
合計			

(450)							
14	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する 場合につ いてのみ 記入)	教室等 の名称 (各室毎に 記 入すること)	面 積	共用先 (共用する 場合につ いてのみ 記入)
		建 物	建物延面積		m ²		
	m ²					m ²	
	m ²					m ²	
	m ²					m ²	
	m ²					m ²	
	m ²					m ²	
	m ²					m ²	
	m ²					m ²	
15	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	体 体 床 台 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 式 台 体 体 式 体			
16	施設名及び施設 種	氏名（法人に あつては名称）	設 置 年月日	位 置	入所 定員	担当 教員	
介 護 課 程 Ⅲ							

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。

(注2) 6の開講期間には、授業開始年月日及び授業修了年月日を記載すること。なお、1年間に複数回実施する場合には複数回分の開講期間を記載すること。

(注3) 7の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあつて

<u>は設置者の長の氏名を記載すること。</u> <u>(注4) 9の教務に関する主任者、10の面接授業を担当する教員及び11の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。</u> <u>(注5) 9の専任教員のうち教務に関する主任者の指針該当番号の欄には、指定規則第7条の2第1項ホ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のうち該当する条項を記入すること。(例(1))</u> <u>また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、</u> <u>(1) 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者</u> <u>(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者</u> <u>のうち、いずれか該当する番号を記載すること。</u> <u>(注6) 10の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調書を作成すること。また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調書を作成すること。但し、9の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあっては、教務に関する主任者に係る教員調書のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できるようにすること。</u>	
---	--

教務に関する主任者に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
該当番号			
実務者研修教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
実務者研修の講師		講習会実施主体名	
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の試 行事業又は研修事業（不特定多数 の者を対象としたものに限る。）に おける指導者講習会		1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了	
介護過程Ⅲにおける修了講習会		1. 実習指導者講習会 (修了年月: 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月: 年 月) 3. 実務者研修教員講習会 (修了年月: 年 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 6. 未修了	
教 育 歴 ・ 職	名 称	教育内容又は業務内容	年 月

歴 資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	合 計																
	名 称	取得機関	取得年月日														
(注1) 教務に関する主任者が複数名いる場合は、教務に関する主任者ごと作成すること。 (注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。 (注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。 (注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号)を参照のこと。																	
介護課程Ⅲ（面接授業）を担当する教員に関する調書 <table border="1"> <tr> <td>養成施設名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年齢（ 歳）</td> </tr> <tr> <td>最終学歴 (学部、学科、専攻)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当予定科目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>該当番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修了講習会</td> <td> 1. 実習指導者講習会 (修了年月： 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月： 年 月) 3. 実務者研修教員講習会 (修了年月： 年 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 6. 未修了 </td> </tr> </table>				養成施設名		氏名		生年月日	年齢（ 歳）	最終学歴 (学部、学科、専攻)		担当予定科目		該当番号		修了講習会	1. 実習指導者講習会 (修了年月： 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月： 年 月) 3. 実務者研修教員講習会 (修了年月： 年 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 6. 未修了
養成施設名																	
氏名																	
生年月日	年齢（ 歳）																
最終学歴 (学部、学科、専攻)																	
担当予定科目																	
該当番号																	
修了講習会	1. 実習指導者講習会 (修了年月： 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月： 年 月) 3. 実務者研修教員講習会 (修了年月： 年 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月： 年 月) 6. 未修了																
教	名 称	教育内容又は業務内容	年 月														

育 歴 ・ 職 歴			
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 面接授業を担当する教員ごとに作成すること。
(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。
(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。
(注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号)を参照のこと。
(注5) 他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の面接授業担当教員ごとに作成すること。

医療的ケアを担当する教員に関する調書

養成施設名	
氏名	
生年月日	年齢 (歳)
最終学歴 (学部、学科、専攻)	
該当番号	
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了

<u>介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業（不特定多 数の者を対象としたものに限る。） における指導者講習会</u>		1. 修了 （ 年 月 日 ～ 年 月 日） 2. 未修了	
教 育 歴 ・ 一 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日
<u>（注1）各教員ごとに作成すること。</u> <u>（注2）修了した講習会の修了証の写しを添付すること。</u> <u>（注3）「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の 写しを添付すること。</u>			

<u>添付書類</u> <u>1 設置者に関する書類</u> ア 法人の寄附行為又は定款 イ 役員名簿 ウ 申請年度の事業計画及び収支予算書 エ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録 オ 実務者学校の長の履歴、就任承諾書 <u>2 建物に関する書類</u> 配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図) <u>3 整備に関する書類</u> (1) 土地 登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書 (2) 建物 登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書 <u>4 資金計画に関する書類</u> (1) 自己資金 金融機関による残高証明書等 (2) 借入金 ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類 イ 融資内諾書等の写 (3) 寄附金 ア 寄附申込書 イ 寄附をする者の財産を証明する書類 <u>5 学則</u> <u>6 入所者選抜の概要(学生等の受入の方針、受入方策等)</u> <u>7 専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書</u>	
---	--

8 教育用機械器具及び模型の目録 9 時間割及び授業概要（別表5の教育に含まれる事項に該当する箇所の下線を引くこと。） 10 実務者学校に係る収支予算及び向う2年間の財政計画 11 教育の内容の一部を他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の承諾書。 ※ 通信課程を設ける場合には1から11に加え以下の書類を添付すること。 12 通信養成を行う地域 13 添削その他の指導の方法（各科目ごとに1回以上行い、採点、講評等をもろう） 14 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書 15 課程修了の認定方法 16 通信養成に使用する教材の目録	
---	--